

## 令和8年度岩手県地域公共交通計画に記載する地域間幹線系統の運送予定者 (乗合バス事業者等)の募集実施要領

### 1 趣旨

県内の生活交通のうち、広域的・幹線的バス路線の維持・確保については、国が地域公共交通確保維持改善事業に基づいて運行費等に対する補助を行っているところである。

運行費等に対する補助を受けるためには、岩手県地域公共交通活性化協議会が策定し、国土交通大臣が承認する地域公共交通計画に運送予定者として記載される必要があること、また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第4項において、運送予定者の選定に当たっては、企画競争等の手続きを経て選定することとされていることから、同条に基づき運送予定者となる事業者を募集するものである。(補助要件の詳細については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等を参照のこと。)

### 2 参加資格

次のすべてに適合すること。

なお、参加資格を証明するため、3に定める参加資格の確認を行うこと。

- (1) 岩手県内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者。
- (2) 県内の複数市町村（平成13年3月31日時点）にまたがる路線を定期運行する者。
- (3) 運行している路線が地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表5に定める岩手県の広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの。

### 3 参加資格の確認手続

運送予定者となることを希望する者は、次により岩手県地域公共交通活性化協議会に申請し、2に規定する参加資格を全て満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、参加資格の確認結果については、別途通知する。

#### (1) 提出書類

令和8年度地域公共交通計画参加資格確認申請書（様式第1号）

※ 添付書類

- ① 岩手県内で運行する路線に係る道路運送法第4条の規定による東北運輸局の許可書（ただし、岩手県地域公共交通計画（別紙）に掲載され、現に運行している路線については省略できる。）
- ② 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- ③ 令和7年10月1日時点における運行経路に係る路線図（ただし、岩手県地域公

公共交通計画（別紙）に掲載され、現に運行している路線については省略できる。）

**(2) 提出方法**

持参または郵送により提出すること。

**(3) 提出期限**

令和7年3月11日（火）午後5時まで（必着）

**(4) 提出先**

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

岩手県ふるさと振興部

交通政策室 地域交通担当

T E L : 019-629-5204 F A X : 019-629-5219

※ なお、運送予定者は、3による参加資格の確認後、岩手県地域公共交通活性化協議会における岩手県地域公共交通計画の策定に係る協議の上で選定されることとなることに留意すること。